

訴 状

2021年9月22日

東京地方裁判所民事部 御中

原告ら代理人弁護士 西 山 温 子

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

損害賠償等請求事件

訴訟物の価額 4,400,000円

貼用印紙額 0円（訴訟救助申立予定）

目次

第1	はじめに.....	6
第2	当事者.....	6
1	原告ら	6
2	被告	7
第3	事案の概要.....	7
1	警察官臨場までの経緯	7
2	警察官による行為の概要	8
第4	警察官による違法行為.....	9
1	国家賠償法上の違法性の判断基準.....	9
2	違法事由	9
(1)	違法な身体拘束及び事情聴取	9
ア	令状なき強制処分として違法であること	9
(ア)	違法性の判断基準	9
(イ)	本件警察官らの行為	9
i	公園での留め置き及び警察署への連行	9
(ii)	訴外男性の言い分を一方的に信じたこと	9
(iii)	帰宅を許さずに警察署へ連行したこと	10
ii	警察署での事情聴取	11
(i)	最大5名の警察官が原告らを囲んで事情聴取を行なったこと	11
(ii)	終始一貫して訴外男性の言い分を認めさせようとしたこと	11
(iii)	母語の通訳の要否を確認せずに事情聴取を行なったこと	12
(iv)	明示の希望に反して帰宅を許さなかったこと	12
(v)	幼児を1人にして事情聴取を行なったこと	12
(vi)	任意であることを説明せずに写真撮影をしたこと	13
(vii)	食事させずトイレやオムツ交換等の休憩を許さなかったこと	13
(viii)	訴外男性に電話番号を提供することを承諾しなければ帰宅を許さないと迫ったこと	13
(ウ)	違法性	14
(エ)	小括	16
イ	警察比例の原則に反した違法な職務執行であること	16
(ア)	違法性の判断基準	16
(イ)	本件警察官らの行為	16
(ウ)	違法性	17
i	必要性・緊急性を欠いていたこと	17
(ii)	極めて軽微な事案であること	17
(ii)	原告母の対応に問題がなかったこと	18
ii	相当性を欠くものであったこと	18
(i)	明示の帰宅の要望を繰り返し拒否し、長時間拘束したこと	18
(ii)	最大5名もの警察官が取り囲んで行われたこと	20

(iii) 通訳に関して配慮が不十分であったこと	21
a 母語の通訳の要否を確認しなかったこと	21
b 対面通訳ではなく、電話通訳であったこと	23
(iv) 一方的に訴外男性の言い分が正しいという前提で聴取したこと	23
(v) 身体的苦痛を与えたこと	24
a 食事の機会を与えなかったこと	24
b トイレやオムツ交換を許さなかったこと	25
c 小括	26
(vi) 3歳の原告娘を原告母から引き離して聴取したこと	26
a 犯罪捜査規範、少年警察活動規則に違反すること	26
b わずか3歳である原告娘の精神的脆弱性に配慮しなかったこと	27
c 原告母の真の承諾はなかったこと	27
(vii) 任意であることを説明せずに写真撮影をしたこと	28
(viii) 人種差別意識を原因とするものであること	29
(工) 小括	29
(2) 訴外男性への個人情報提供	29
ア 違法性の判断基準	29
イ 警察官らの行為	30
ウ 違法性	31
エ 小括	32
(3) 人種差別行為	32
ア 違法性の判断基準	32
イ 本件警察官らの行為	33
(ア) 訴外男性による差別的言動を放置したこと	33
(イ) 原告らに対して見下した態度であったこと	33
(ウ) 原告娘が蹴ったと決めつけていたこと	33
(エ) 原告らの権利利益を軽視したこと	34
i 人身の自由への侵害	34
ii 身体の安全への侵害	34
iii 個人の人格権、尊厳への侵害	35
iv 適正手続違反	35
v その他不平等な取り扱い	35
ウ 違法性	35
(ア) 原告らに対する差別意識を持っていたこと	35
i 訴外男性による差別的言動を放置したこと	35
ii 原告らに対して見下した態度であったこと	36
iii 原告娘が蹴ったと決めつけていたこと	36
iv 小括	37
(イ) 差別意識に基づく人権侵害	37
(ウ) 人種差別の助長・扇動	38

工　小括.....	38
3　小括	38
第5　損害.....	38
1　原告母の損害	38
(1)　公園での留め置き、警察署への連行、事情聴取による身体的・精神的苦痛	38
(2)　訴外男性に個人情報を提供されたことによる精神的苦痛	38
(3)　人種差別であることによる損害の加重	40
(4)　損害額.....	40
2　原告娘の損害	40
第6　相互保証.....	41
第7　結語.....	42

請求の趣旨

- 1 被告は、原告 [REDACTED] に対して、金 2, 200, 000 円及びこれに対する令和 3 年 6 月 1 日以降支払い済みに至るまで年 3 分の割合による金員を支払え
 - 2 被告は、原告 [REDACTED] に対して、金 2, 200, 000 円及びこれに対する令和 3 年 6 月 1 日以降支払い済みに至るまで年 3 分の割合による金員を支払え
 - 3 訴訟費用は被告の負担とする
- との判決並びに第 1 項及び第 2 項について仮執行の宣言を求める。

請求の理由

第1 はじめに

本件は、公園で遊んでいた外国籍の母とその娘（原告ら）が、外国人差別の意図を隠さない男性から根拠なく娘が男性の息子に暴行したなどと通報されたところ、臨場した警察官らが、同男性の人種差別行為に加担するかのような行動をとり、違法に原告らの身体を拘束して非人道的な態様で長時間の事情聴取を行なった上、原告らの同意なく、原告らの住所を含む個人情報を同男性に提供した事件である。

警察官らによる一連の違法行為は、その根底に明らかに人種差別意識が流れているものであり、人種差別を容認し助長するのみならず、自ら差別的行為に及んだもので、断じて許されない。

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題である」ことを定めた本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号）が制定されて5年余りが経つ現在、本件訴訟により、担当警察官らによる対応の違法性を明らかにするとともに、改めて、公務員による差別行為が許されないことを明らかにするものである。

第2 当事者

1 原告ら

原告 [REDACTED]（以下「原告母」という。）は、適法な在留資格を持って本邦に滞在する [REDACTED] 国籍の外国人であり（甲1【在留カード】）、原告 [REDACTED]（以下「原告娘」という。）は、原告母の子であり、日本国籍を有する満3歳の女児である（甲2【戸籍謄本】）。

2 被告

被告は、警視庁 [REDACTED] 警察署生活安全課少年 1 係所属の訴外 [REDACTED] 警部補（以下「[REDACTED] 警部補」という。）その他同警察署に勤務する警察職員をして職務遂行させ公権力の行使に当たらせている地方公共団体である。

第3 事案の概要

1 警察官臨場までの経緯

原告らは、令和 3 年 6 月 1 日午前 11 時 30 分頃、東京都 [REDACTED] 公園（以下「本件公園」という。）を訪れ、穏やかに遊んでいた。午後 1 時過ぎに原告娘が滑り台で遊び始めて数分後、突然、氏名不詳の成人男性（以下「訴外男性」という。）が大声を出して、原告娘に近づき、同人を突き飛ばした。

原告母は原告娘を連れて逃げようとしたものの、訴外男性は原告母を押そうとし、さらに、何度も「ガイジン」と騒ぎ立て、加えて「ザイリュウカードダセ」などと繰り返した。原告母は、英語はある程度解するものの日本語はほとんど分からず、原告娘は日本国籍ではあるが、原告母と同様日本語はほとんど分からなかったため、その時点で訴外男性が自分たちに対して危害を加えている理由は全く分からなかった。しかし、訴外男性の「ガイジン」や「ザイリュウカード」という言葉は認識でき、また、罵るような同人の態度から自分達に対する敵意を持ってそれらの言葉を用いていることは明らかで、訴外男性に対して強い恐怖を抱いた。

その際、たまたま英語を解する見知らぬ男性（以下「訴外 T 氏」という。）が通りかかったところ、訴外男性から原告母が暴行を受けているように見えたため、慌てて助けに入った。訴外 T 氏の通訳により、原告母は、訴外男性が、自分の息子（以下「訴外男児」という。）が原告娘に蹴られたと主張していることを把握した。もっとも、原告母は、原告娘が遊ぶ様子をそばでずっと見守ってお

り、訴外男性の主張する事実はなかったことから、一貫して訴外男性の主張を否定している。

訴外T氏が近づいた際、訴外男性は、遠くからもわかるような大声で、原告らに対し、「外人生きている価値がない」、「税金の無駄遣い」、「帰れ」、「ゴミ」、「クズ」、「差別して当たり前」、「日本の税金で食っているゴミ以下」、「税金の無駄遣い」というような、聞くに堪えない明らかな差別的発言を繰り返していた（**甲3【電話聴取報告書】**）。

そうしている内に訴外男性は警察を呼び、最初は2人の警察官が駆け付けて、さらに、4人の警察官が駆け付け、合計6人の警察官が公園に臨場した。

2 警察官による行為の概要

臨場した警察官のうちの1人が、████████警部補であった（以下、本件公園に臨場または原告らに対する事情聴取を行なった警察官らを「本件警察官ら」または「████████警部補ら」という。）が、本件警察官らは、本件公園において、原告らの明示の帰宅希望を無視して、約1時間30分原告らを留め置いた。この間、████████警部補らは、訴外男性による差別的言動を放置し、原告らに対して見下した態度をとり、原告娘が訴外男児を蹴ったと決めつけていた。

その後、████████警部補らは、帰宅希望を明示する原告らに任意であることを説明することもなく、警察車両に同乗させて████████警察署へ連行した上、小さな部屋で複数の警察官が常に立ち会う状態で、原告らの母語の通訳ではなく英語の電話を介しての通訳で、終始一貫して訴外男性の言い分を認めるよう一方的に求める内容の事情聴取を、約3時間行なった（以下「本件事情聴取」という。）。この間、帰宅やトイレ休憩などの要望を聞き入れず、原告母を退室させて3歳の原告娘1人に対して事情聴取を行い、任意であることを説明せずに原告らの写真撮影を行うなどした。

さらに、原告母が拒否の明示の意思表示をしているにもかかわらず、原告母

の電話番号を訴外男性に提供することを承諾しなければ帰宅させないとして、承諾することを執拗に迫り、結局、原告母の同意がないにもかかわらず、電話番号のみならず、原告母の住所を含む個人情報を訴外男性に提供した。

第4 警察官による違法行為

1 国家賠償法上の違法性の判断基準

本件は警視庁所属の警察官らによる不法行為についての国家賠償請求訴訟であるところ、国家賠償法（以下「国賠法」という。）1条1項における「違法」とは、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が、個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背することをいう（最一小判昭和60年11月21日民集39巻7号1512頁参照）。

2 違法事由

（1）違法な身体拘束及び事情聴取

ア 令状なき強制処分として違法であること

（ア）違法性の判断基準

強制処分とは、「個人の意思を制圧し、身体、住居、財産等に制約を加えて強制的に捜査目的を実現する行為など、特別の根拠規定がなければ許容することが相当でない手段」（最三小決昭和51年3月16日刑集30巻2号187頁）を意味する。令状なき強制処分は、当然に警察官の職務上の法的義務に違反しており、国賠法上違法である。

（イ）本件警察官らの行為

ⅰ 公園での留め置き及び警察署への連行

（ⅰ）訴外男性の言い分を一方的に信じたこと

午後1時30分頃、訴外男性の通報で、まず2人の警察官らが駆

け付け、その後さらに4人の警察官が駆け付けて合計6人の警察官が本件公園に臨場した。原告母は、訴外T氏に通訳をしてもらいながら、原告娘が訴外男児を蹴ったという訴外男性の主張を否定しようとした。しかし、本件警察官らは専ら訴外男性から事情を聴き、原告母の主張を聞こうとはしなかった。■警部補は、訴外男性の言い分どおり原告娘が訴外男児を蹴ったと決めつけ、原告娘に対し、「お前がどうせ蹴ったんだろ」、「お前が蹴ったからこんなことになっている」と発言した（甲3）。

さらに、原告娘が身振りで説明しようとしたところ、■警部補は原告娘の手を無理やり下げさせて説明を遮り、原告娘の言い分を全く聞こうともしなかった。

本件警察官らは、訴外男児の傷の写真撮影や、当事者を立ち会わせて滑り台での現場検証などの客観的な事実確認は行わなかった。

（ii）帰宅を許さずに警察署へ連行したこと

原告らは、訴外男性から一方的に暴行を加えたと責められ、差別的侮辱的な言葉で罵倒され続けていた上、その時点で3歳の原告娘にもまだ昼食をとらせてていなかったので、速やかに帰宅したいと望んでいた。原告母は本件警察官らにその旨を伝えたが、本件警察官らは原告らの帰宅を許さなかった。

本件警察官らは、現場に臨場してから約1時間30分、一貫して訴外男性の主張を否認する原告らを公園に留め置いた後、午後3時頃、理由や任意であることを説明することなく、原告らに警察署への同行を求めた。原告らは恐怖と混乱で言われるがままに警察車両に乗せられ、警視庁■警察署へ連行された。一方で、その時点で本件に関し、本件警察官らは、訴外男性及び訴外男児には警察署へ

の同行を求めなかつた。

ii 警察署での事情聴取

(i) 最大 5 名の警察官が原告らを囲んで事情聴取を行なったこと

████████ 警察署に到着後、本件警察官らは、同署の 3 階または 4 階の小さな一室で、中央のテーブルを挟んだ一方に原告ら二人を座らせ、反対側に ██████████ 警部補が座り、同人の他に終始 2 人から 4 人の警察官が立ち会うという圧迫感を感じさせる状態で、原告らに対する事情聴取を行なった。原告らと部屋のドアの間には、常に 2 人の警察官が立っていた。

(ii) 終始一貫して訴外男性の言い分を認めさせようとしたこと

本件事情聴取の内容は、終始一貫して、訴外男性の言い分を原告に認めるよう一方的に求めるものであった。████████ 警部補は、簡単な英語で「私は彼を信じる」「彼は正しい」等と原告らに言うなどして、原告母が、原告娘は訴外男児を蹴っていないとどれだけ否定しても取り合わなかつた。████████ 警部補らは、訴外男性の言い分を裏付けるような資料や証拠を、一切提示しなかつた。

████████ 警部補は、原告母の担当ケースワーカーの █████ 氏(以下「訴外 █████ 」といふ。)に対し、「原告らはいずれも、原告娘が訴外男児を蹴ったことを認めないので、蹴ったと聞いていたら、原告らに認めるよう説得してくれないか」などと伝えている。このことからも、████████ 警部補が、終始一貫して原告娘が訴外男児を蹴ったと決めつけた態度で原告らの事情聴取を行なっていたことは明らかである。

(iii) 母語の通訳の要否を確認せずに事情聴取を行なったこと

原告母は、[REDACTED]出身で、母語は[REDACTED]語である。英語はある程度解するが、日本語はほとんど解さない。

本件警察官らは、[REDACTED]警察署において、原告らに対して[REDACTED]語の通訳の要否を確認することなく、英語の電話通訳で事情聴取を行なった。

(iv) 明示の希望に反して帰宅を許さなかったこと

本件事情聴取が長時間に及び、原告娘はますます疲弊していったため、原告母は、何度も繰り返し、[REDACTED]警部補らに対し、「原告娘は昼食を取っておらず空腹で、疲れて眠くなっている」と訴え、帰宅を許すよう求めた。しかし、[REDACTED]警部補らはこれを許さず、聴取を続行した。

(v) 幼児を1人にして事情聴取を行なったこと

午後4時20分頃、[REDACTED]警部補は、原告母に対して、原告娘を部屋に残して部屋から出でていくよう指示した。原告母は、当然、原告娘を1人残して行きたくはなかったが、[REDACTED]警部補に厳しく指示されたため従わざるを得なかった。原告母が部屋を出たところ、[REDACTED]警部補らは、ドアを閉め、複数の警察官で原告娘を取り囲んで聴取を再開した。

原告母は、原告娘と引き離されて動搖し、耐えきれずに、泣きながら訴外[REDACTED]に電話し、原告娘と離れ離れになってしまったと助けを求めた（甲4【発信履歴】）。訴外[REDACTED]は電話口で、困り切っている原告母の声や、原告娘の泣き声、そして、男性警察官の「電話かけてるのわかってるよー、別々に話聞かないと」などと言う声を聞

いている。少なくとも 10 分以上経ってから、原告娘が泣き続けていたためこれ以上原告娘を 1 人にしておけないと思い原告母が部屋に戻った時、原告娘は泣きはらした真っ赤な目をしていた。

(vi) 任意であることを説明せずに写真撮影したこと

████████ 警部補らは、原告らの事情聴取の途中、原告らそれぞれにつき、マスク着用と非着用の 2 枚の写真を撮影した。撮影に先立ち、原告母は、その目的を尋ねたが、████████ 警部補らは「記録のため」というような回答をするのみであり、写真撮影自体が任意であることを告げなかつた。原告母は、写真撮影を拒否することができるとは思はず、原告娘とともに写真撮影に応じた。

(vii) 食事させずトイレやオムツ交換等の休憩を許さなかつたこと

原告母は、事情聴取が行われる直前に、警察署の自動販売機で飲み物を購入したが、事情聴取が行われている間に原告らが辛うじて口にできたのは、その飲み物だけであった。

████████ 警部補らは、空腹で疲弊している原告らの帰宅の要望も聞き入れなかつただけでなく、事情聴取の途中、原告母は、████████ 警部補らに対し、トイレに行かせてくれるよう頼んだり、原告娘のオムツを変えたいと頼んだりしたが、これも許されなかつた。

(viii) 訴外男性に電話番号を提供することを承諾しなければ帰宅を許さないと迫ったこと

午後 5 時頃、原告母は、小学 2 年生の長男である ██████████ ██████████ (以下「訴外息子」という。) が、アフタースクールから帰宅する時間になるため、改めて帰宅したいと申し出た。

訴外息子は、軽度の知的障害があるため、通常学級の終了後、児童向けのデイサービス施設である「[REDACTED]」に通っている。障害の特性から、原告母が在宅していない自宅に訴外息子を1人にはすることはできず、また、[REDACTED]の業務としても、児童を保護者に直接引き合わせることを必須の義務としているため、原告母には、遅くとも訴外息子の帰宅時間には自宅に帰宅しなければならないという喫緊の事情があった（**甲5【電話聴取書】**）。

しかし、[REDACTED]警部補らは、原告母に対し、訴外男性に原告母の「電話番号」を教えることについて承諾をするよう求め、これを承諾しない限り原告らの帰宅を許さないとして、拒否し続ける原告母に対して執拗に承諾を求め続けた。これにより、拘束時間がさらに長時間に及ぶことになった。[REDACTED]警部補が、帰宅を許さないという趣旨で、「オワラナイ」と何度も言っていたため、原告母は、それをトラウマの様に記憶しているほどである。

そのため、原告母は、やむを得ず、[REDACTED]の職員にメール連絡し、[REDACTED]警察署に訴外息子を連れてくるように依頼し、異例ではあるものの、同施設の職員が車で訴外息子を[REDACTED]警察署に送ってくれることになった（**甲6【メール】**）。

同施設の職員は午後6時頃に[REDACTED]警察署に着いたが、その時点で未だ原告らは解放されていなかった。同職員が受付窓口に原告母の息子を連れてきた旨を伝えて、ようやく原告らは解放され、警察官に同行されて1階フロアに連れられてきた。

（ウ）違法性

- i 第4「2（1）ア（イ）」で詳述したとおり、[REDACTED]警部補らは、本件公園で原告らの明示の帰宅希望を無視して約1時間30分原告らを

留め置いた後、任意であることを説明せずに警察車両に同乗させて、
████████警察署へ連行した上、小さな部屋で複数の警察官が常に立ち会う状態で行動を制限し、帰宅やトイレ休憩などの要望を聞き入れず、終始一貫して訴外男性の言い分を認めるよう一方的に求める本件事情聴取を、約3時間行なったものである。

ii █████警部補らは、原告らが複数回帰宅を希望する意思を明示したにもかかわらず、約4時間30分、帰宅を許さなかった。外国出身で日本の警察官の法的権限など知るはずもない原告母にとって、警察官らに帰宅してはならないと言われた場合、それが法的に強制力を持つものなのか判別することは不可能であり、████████警部補らの制止を振り切って帰宅することはできなかった。また、████████警部補らは、原告らに意思確認することなく、原告らの写真撮影を強行している。このことから、原告らの意思が制圧されていたことは明らかである。

また、約4時間30分という長時間にわたり帰宅を許さないことは、原告らの人身の自由を侵害するものであり、特別の根拠規定がなければ許容することが相当でない手段にあたる。

iii したがって、本件公園での留め置きから本件事情聴取終了までの本件警察官らによる一連の行為は、「個人の意思を制圧し、身体、住居、財産等に制約を加えて強制的に捜査目的を実現する行為など、特別の根拠規定がなければ許容することが相当でない手段」に該当し、任意処分の限界を超えた令状なき強制処分として違法である。

iv なお、3歳の原告娘を1人にしての事情聴取や、昼食を食べておらず空腹で疲弊しており帰宅したいとの原告らの要望を聞き入れず、ト

イレやオムツ交換を許さなかつたことは、身体的精神的苦痛を負わせる非人道的行為であり、たとえ令状があつたとしても許されるものではない。また、原告母が拒否の意思を明示しているにもかかわらず、個人情報提供を承諾しなければ身柄拘束から解放しないと執拗に迫つたことは、違法に侵害した人身の自由をさらに入質にとり、義務のないことを原告に強制しようとする行為であり、違法性が重大である。

(エ) 小括

以上のとおり、本件警察官らの行為は、任意処分の限界を超えた令状なき強制処分であり、原告らの人身の自由を侵害する。したがつて、本件警察官らの行為は、職務上の法的義務に違反しており、国賠法上違法である。

イ 警察比例の原則に反した違法な職務執行であること

(ア) 違法性の判断基準

仮に本件警察官らによる一連の行為が強制処分にあたらないとしても、任意処分や行政警察活動等警察官の職務執行である以上、警察比例の原則から、「必要性、緊急性などをも考慮したうえ、具体的状況のもとで相当と認められる限度」（最三小決昭和51年3月16日刑集30巻2号187頁）を超える場合は、職務上の法的義務に違反し、国賠法上違法である。

(イ) 本件警察官らの行為

本件警察官らの行為は、第4「2(1)ア(イ)」のとおりである。

(ウ) 違法性

仮に、本件警察官らによる一連の行為が強制処分に当たらないとしても、かかる一連の行為は、必要性・緊急性及び相当性を欠き、違法である。以下、理由を詳述する。

i 必要性・緊急性を欠いていたこと

(i) 極めて軽微な事案であること

原告らは訴外男性の言い分を否定しているが、仮に訴外男性の言い分を前提にしても、本件は、3歳の女児が同程度の年齢の男児を蹴ったという事案であり、幼児の喧嘩である。刑事未成年であるため刑事案件として立件され得ないのは当然のこと、原告娘は、3歳の幼児であり、少年法に基づく少年保護手続の対象にもなり得ず、警察官が関わるような事件性のある事案ではない。

また、幼児の体格から考えて、相手に大きな怪我をさせるなどの重大な結果が発生する可能性は極めて低い上、本件では、訴外男児は流血など外部からわかるような怪我もしておらず、結果という観点から見ても、極めて軽微な事案であった。

訴外男性も本件警察官らも、救急車を呼んだり、病院に連れて行くなど訴外男児の身体に配慮している様子がなかったことや、本件警察官が訴外男児の写真撮影や当事者を立ち会わせての現場検証などの客観的な事実確認を行っていなかったことからも、事案が極めて軽微であることを本件警察官らも認識していたことが明らかである。

このようないわば日常茶飯事である幼児の喧嘩という極めて軽微な事案について、警察官が喧嘩の一方当事者である幼児及び保護者を警察署に連行し、喧嘩の現場から合わせて約4時間30分にわ

たり事情聴取をするなど、社会一般の常識から考えて、あり得ない。

したがって、本件事情聴取には社会通念上必要性は認められず、当然、緊急性もない。

(ii) 原告母の対応に問題がなかったこと

本件で、仮に何等か警察官から原告母に事情を聞く必要があったとしても、原告母は、身分確認やその場に待機するといった警察官の指示に従っており、機会を改めて事情を聞くことは十分に可能であったのであって、原告母の明示の帰宅の要望を拒否して、その場に留め置いたり、警察署に連行して事情聴取を行う必要性も緊急性もなかったことは明らかである。

また、警察署への連行の必要性という観点からは、現場には英語で原告母とやり取りが可能な訴外T氏がいて、原告母と本件警察官らのコミュニケーションは取れており、本件のような軽微な事案で必要な事実の聞き取りであれば、本来、本件公園内で十分に対応できたはずである。したがって、警察署に連行して本件事情聴取を行う必要性、緊急性はこの点からも否定される。

ii 相当性を欠くものであったこと

(i) 明示の帰宅の要望を繰り返し拒否し、長時間拘束したこと

a 原告らは、本件公園において帰宅を希望する旨を本件警察官らに対して明示している。しかし、警察官らに帰宅を許されないまま約1時間30分留め置かれた上で、警察署へ連行された。

警察署に連行後も、本件事情聴取が長時間に及び、原告娘がますます疲弊していったため、原告母は、████████警部補らに対し、何度も帰宅を許すよう求めたが、████████警部補らはこれを許さず、

本件事情聴取を続行した。

さらに、原告母が、軽度の知的障害のある長男が帰宅するのに合わせて帰宅する必要があることを伝えたにも拘らず、█████警部補は、原告母に対して第4「2（1）ア（イ）ii（viii）」で詳述したように個人情報の提供に同意しなければ帰宅させないと申し向けて、すぐには帰宅を許さなかった。

そして、帰宅を拒否した結果として、本件事情聴取は約3時間の長時間に及び、この間原告らは拘束されることになった。

b このように、本件警察官らは、原告母が繰り返し帰宅の意思を明示したのに対して、原告らを留め置く法的権限がないのにもかかわらず、原告らに帰宅を許さないと告げるなど、あたかも法的権限があるように振る舞っている。任意の同行や事情聴取にも拘らず、警察官らがあたかも事情聴取を強制する権限を有しているかのように振る舞うことは当然に許されず、帰宅が許されないものと誤信させたまま行われた警察署への連行や事情聴取が相当性を欠くことは明らかである。

c 警察署への同行や事情聴取に対する任意性の確保について、外国出身者は、通常日本の警察や司法制度についての知識がなく、日本語によるコミュニケーションが困難であることも少なくないことから、事情聴取等が任意であることを理解しているかどうかについて特別の配慮を要する。

具体的には、対象者から帰宅して良いか等強制力があるのか否かについて問い合わせがあった場合はもちろん、対象者から問い合わせがなかったとしても、警察官には、任意であることの告知

及び任意に応ずる意思の確認をする義務があると考えるべきである。かかる義務を課さなければ、外国出身者等、日本語によるコミュニケーションや日本の司法制度の理解に難のある対象者について、憲法、刑事訴訟法の定める、令状主義、強制処分法定主義が実質的に遵守されない事態となるからである。

原告母も外国出身で、日本の警察や司法制度についての知識がなかったことに加えて、日本語を話すことすらできない。そして、本件警察官らは、それらの事情を原告母とのやり取りから十分認識していた上、原告母は、帰宅を希望する意思を明示していたのであるから、警察署への同行や事情聴取の続行に当たり、任意であることを説明する必要性は特に高かった。

しかしながら、本件警察官らは、上記の任意である旨の告知義務も意思確認義務も果たしていないばかりか、警察官の許可がなければ帰宅が許されないものであるかのように振る舞って、原告母をして帰宅が許されないものと誤信させ、これを奇貨として長時間にわたって本件事情聴取を行ったものであり、社会通念上、相当性を欠くことは明らかである。

(ii) 最大 5 名もの警察官が取り囲んで行われたこと

本件事情聴取は、小さな部屋の中央のテーブルの一方に原告らが座り、反対側に [REDACTED] 警部補が座ったほか、常に 2 人から 4 人の警察官が立ち会い、原告らと部屋のドアの間には常に 2 人の警察官が立つという、原告らに圧迫感を感じさせる状態で行われた。

第 4 「2 (1) イ (ウ) i (i)」で詳述したとおり、あくまで本件は訴外男性の言い分を前提としても非常に軽微な事案であり且つ任意での事情聴取なのであるから、原告らはいつでも退室できるは

ずで、このように多数の警察官で取り囲み、出口を塞ぐかのように原告らと部屋のドアの間に警察官を立たせる必要性及び緊急性は一切なかった。

最大5人もの警察官が原告らを囲んで本件事情聴取を行なうことは、原告らを精神的に圧迫して追い詰めるものであり、社会通念上、相当性を欠く。

(iii) 通訳に関して配慮が不十分であったこと

警察署での事情聴取においては、通訳について、以下のような不当な点があった。

a 母語の通訳の要否を確認しなかったこと

(a) 警察署での事情聴取において、本件警察官らは、原告らの母語の通訳ではなく、英語の通訳を用いたが、本件警察官らは、原告らに母語の通訳を付けるかどうか確認していない。

警察署における事情聴取においては、内容を正確に伝える必要があるため、正確な通訳が必要とされる。また、通常時に母語以外の言語で会話ができる者であっても、事情聴取という精神的圧迫を受ける状況下では、母語以外の言語では十分に自己の意思を表現することができないことが多い。そのため、警察署の事情聴取においては、可能な限り母語による通訳を付けるべきであり、少なくとも、本人に母語の通訳を付けるかどうかの確認をすべきである。

第4「2(1)イ(ウ)i(i)」で詳述したとおり、本件は訴外男性の言い分を前提としても極めて軽微な事案であり、原告母の母語である██████████語の通訳ではなく英語の電話通訳を用

いて同日に [REDACTED] 警察署で事情聴取をしなければならない緊急性のある事案ではなかった。また、[REDACTED] 語の通訳をつけるかどうか、原告らに確認しないで英語の通訳を用いなければならぬ事情もなかった。したがって、このような具体的な状況下で、警察官らが原告らに [REDACTED] 語の通訳の要否を確認することなく英語の通訳を用いたことは、社会通念上相当性を欠くといえる。

(b) 尚、本件では実際に、母語による通訳がなかったことが原因となつたと考えられる問題が生じている。1つめは、訴外男性への提供を求められた個人情報の内容である。原告母は、[REDACTED] 警部補から「電話番号」を訴外男性に提供する承諾を求められたと理解していたが、[REDACTED] 警部補は原告訴訟代理人西山温子（以下「原告ら訴訟代理人西山」という。）に対し、原告母の「連絡先」を提供する承諾を求めたと話し、実際に少なくとも原告母の氏名、電話番号、住所を訴外男性に提供している。[REDACTED] 警部補の発言を前提としても、このような誤伝達は、きちんとした母語の通訳がついていれば起こり得ないものである。

2つめは、原告母の主張内容に対する認識の齟齬である。原告母は、「原告娘をずっと見ていたが、原告娘は蹴っていない」と主張し続けたが、それを、[REDACTED] 警部補らは、「原告娘が蹴ったときに、原告娘を見ていなかつた」と聞いたと原告ら訴訟代理人西山に述べている。本件事情聴取の内容の核そのものであるが、[REDACTED] 警部補らが話す内容は原告母が主張した内容の真逆である。これも、きちんとした母語の通訳がついていれば起こり得ないものである。このような状況が生じていること自体が、本件事情聴取

が相当性を欠くことの証左である。

b 対面通訳ではなく、電話通訳であったこと

通訳を用いる場合、異言語話者間での会話の性質上、言語的コミュニケーションだけでは限界があり、表情、身振り手振りといった非言語コミュニケーションが重要な役割を果たす。

電話通訳の場合、音声だけのやり取りになり、表情や身振り手振りといった言語コミュニケーションを補う重要な要素がなくなるので、通訳の精度が落ちることは避けられない。

本件事情聴取においては、警察署で電話通訳が用いられているが、緊急性のある事案だったので格別、本件当日に事情聴取を行う必要性もない本件で、後日になったとしても対面通訳の確保を試みず、電話通訳を選択したことは、相当性を欠く。

(iv) 一方的に訴外男性の言い分が正しいという前提で聴取したこと

████████警部補らは、本件公園で原告らを留め置いていた時点から訴外男性の言い分どおり原告娘が訴外男児を蹴ったと決めつけ、本件について原告らのみを警察署に連行した上、本件事情聴取でも一貫して訴外男性の言い分を認めさせようとした。

このことは、████████警部補が、訴外████████に電話をして、「原告母が原告娘が蹴ったと認めないので、蹴ったと聞いていたら説得してほしい」旨述べていたことからも明らかである（第4「2（1）ア（イ）ii（ii）」）。

憲法38条は、「何人も、自己に不利益な供述を強要されない」と定め、自白の強要を禁止しているところ、被聴取者の言い分や客観的証拠を真摯に確認することなく、被聴取者に不利益な事実を前提

とした聴取を繰り返すことは、自白の強要に当たり許されない。

また、警察法 2 条 1 条は警察の責務として「…個人の生命、身体及び財産の保護…中略…その他公共の安全と秩序の維持に当たること…」と定め、また同条 2 項は「警察の活動は、厳格に前項の責務の範囲に限られるべきものであつて、その責務の遂行に当つては、不偏不党且つ公平中正を旨とし、いやしくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用するこあつてはならない。」と定める。

████████ 警部補らが本件事情聴取の段階で何らの客観的証拠もないにも拘らず、公平な事情聴取を行なうことなく訴外男性の言い分を認めるよう強要することは、上記憲法の趣旨及び警察の職務の規範に違反するものであり、相当性を欠くことは明らかである。

(v) **身体的苦痛を与えたこと**

本件事情聴取においては、第 4 「2 (1) イ (ウ) ii (i)」で述べたとおり、拘束時間が長時間に及んでおり、原告らに身体的苦痛を与えているが、以下のような点でも、原告らに身体的苦痛を与える態様で行われた。

a **食事の機会を与えたこと**

原告母は、繰り返し、原告娘が昼食を食べていないため、帰宅したいと ██████████ 警部補らに伝えているが、████████ 警部補らは午後 6 時ころまで帰宅を許さず、帰宅を許さないとしても、事情聴取を中断して食事の機会を与えることができない事情もなかつたにも拘らず、その機会を与えることすらなかつた。

わずか 3 歳の原告娘は、朝食から考えれば、空腹のまま約 10 時

間過ごしたことになる。[REDACTED]警部補がこのような状況で事情聴取を続行したことは、原告娘に対する虐待でしかなく、到底相当性が認められるものではない。

b トイレやオムツ交換を許さなかったこと

本件事情聴取において、原告母は、[REDACTED]警部補らに対し、トイレに行かせてくれるよう頼んだり、原告娘のオムツの交換をしたいと頼んだりしたが、[REDACTED]警部補らは、これを許さなかった。

必要に応じてトイレに行く行為は、人間の尊厳という観点から非常に重要な行為であり、それを禁止することは許されない。約3時間もの長時間にわたる事情聴取において、トイレに行きたくなることやオムツ交換が必要になることは至って普通のことであり、原告らが事情聴取を妨害するためにトイレやオムツ交換を求めているのではないことは明らかである。また、第4「2(1)イ(ウ)i(i)」で詳述したとおり、本件は非常に軽微な事案である上、もともと訴外男性の言い分を裏付けるような資料や証拠もなく、原告らが任意同行に応じていることからして、原告らにトイレに行くことを許さない理由もなかった。

本件事情聴取においては、[REDACTED]警部補らが終始一貫して原告らに訴外男性の言い分を認めさせようとしていたところ、トイレやオムツ交換を許さなかったことは、結果として、原告らに、訴外男性の言い分を認めなければトイレにも行かせずオムツ交換もさせないとして圧力をかけたものである。これは、拷問がそうであるように、身体的苦痛を与え屈辱的感情を持たせることで圧力をかけたと言える。このように身体的苦痛や屈辱的感情を持たせて事情聴取を行うことは、人権侵害でしかなく、社会通念上、相当性を

欠くことは明らかである。

c 小括

本件事情聴取によって原告らが被った身体的苦痛は強度なものであって、憲法36条が拷問を禁止している趣旨から考えれば、何ら正当化される余地がない。本件事情聴取が、社会通念上、相当性を欠くことは明らかである。

(vi) 3歳の原告娘を原告母から引き離して聴取したこと

████████警部補らは、原告母を部屋から出て行かせ、3歳の原告娘1人に対して事情聴取を行なった。

a 犯罪捜査規範、少年警察活動規則等に違反すること

犯罪捜査規範は、少年事件捜査について「少年の健全な育成を期する精神をもつて」これに当たるべきことや（203条）、「少年の特性にかんがみ」「取調べの言動に注意する等温情と理解をもつて当たり、その心情を傷つけないように努めなければならない。」（204条）と定める。また、少年警察活動規則は、低年齢少年に係るぐ犯調査における配慮として、「無用の緊張又は不安を与えることを避け…少年の保護者…の立会いについて配慮するものとする。」（32条3項）と定める。

また、被告は、少年の精神的脆弱性に鑑み、警視庁少年警察活動規程を定め、警察官を含む職員は、少年又は保護者等と面接する場合は、「やむを得ない場合を除き、少年と同道した保護者その他適切な者を立ち会わせること」（8条2項（3））としている。

これに対し、████████警部補らは、若干3歳の原告娘を原告母から

引き離し、部屋のドアを閉めて完全に孤立させた上、警察官複数名で取り囲んで事情聴取を行なっている。その際、原告母や原告母からの電話を受けていた訴外■は、原告娘が泣いている声を聞いている。■警部補らの行為が、上記犯罪捜査規範、少年警察活動規則、及び警視庁少年警察活動規程に反する行為であることは、論じるまでもない。仮に、原告娘に対する事情聴取が少年事件捜査でもぐ犯調査でもないとしても、警察官による事情聴取である以上、同様またはそれ以上の配慮が求められるべきである。したがって、原告娘を1人にして事情聴取を行なったことに相当性が認められないことは当然である。

b わずか3歳である原告娘の精神的脆弱性に配慮しなかったこと

3歳の幼児を母親から引き離して1人にし、複数の警察官で取り囲んで事情聴取することが、同人に恐怖を植え付け、同人の精神的発達や精神的安定に悪影響を与えることは明らかである。実際、原告娘は、本件以降、心的外傷的エピソードによる不眠の診断を受けて睡眠導入剤を処方されている他、心的外傷後ストレス障害（PTSD）の疑いとの診断も受けている（甲7の1・甲7の2【診断書】）。このような影響を幼児に与えるような事情聴取が許されるわけもなく、原告娘を1人にして事情聴取を行なったことは、社会通念上、相当性を欠く。

c 原告母の真の承諾はなかったこと

■警部補は、後に、原告ら訴訟代理人西山に対し、原告ら別々に話を聞くことについて原告母から承諾を取ったと述べた。たとえ、原告母が真意に基づき承諾していたとしても、3歳の幼

児を母親と引き離して、事情聴取を行うこと自体が相当性を欠き、違法であることはすでに述べている通りであるが、本件では原告母の真の承諾があるとすら言えない。

原告母は、帰宅の意思を告げているにもかかわらず、警察署に連行され、多数の警察官に囲まれ、自分の言い分を何ら聞いてもらえず、一方的に訴外男性の言い分を認めるように繰り返し求められていた。そのような状況下で、恐怖で混乱していた原告母が、■■■

■■■警部補らから部屋を出していくように言われて断ることは事実上不可能であり、意に反して無理矢理出て行かされたというのが実態である。

原告母が、動揺して訴外■■■に泣きながら電話で助けを求めていることからも（甲4）、原告母が真の承諾をしていなかったことは明らかである。また、男性警察官が「電話かけてるのわかってるよー、別々に話聞かないと」などと電話をかけても無駄だという趣旨の発言をしていることから、■■■警部補らが原告母が真の承諾をしたのではないことを認識していたことも明らかである。

（vii）任意であることを説明せずに写真撮影したこと

上記（第4「2（1）ア（イ）ii（vi）」）のとおり、■■■警部補らは、原告らの事情聴取の途中、原告らに意思確認することなく、原告らの写真撮影を強行したが、そもそも写真撮影の必要性があつたとは考えられない。原告らは、突然のことで当惑してその目的を尋ねたが、「記録のため」としか説明されず、必要性も具体的に示されないまま強引に写真撮影された。

したがって、■■■警部補らは、必要性のないまま、意思に反して原告らの容貌を写真として記録することで、原告らの肖像権、プ

ライバシー権を侵害したものであり、社会通念上相当性を欠いてい
る。

(viii) 人種差別意識を原因とするものであること

上記の各点については、当事者の属性に拘らず相当性を欠き、違
法であるが、本件ではそのような事情聴取が [REDACTED] 警部補らの人
種差別意識に基づき行われたものであり、それゆえ重大な違法性
を構成する。

この点については、第4「2(3)」で詳述する。

(エ) 小括

以上、述べてきた通り、本件警察官らの一連の行為には、必要性、緊
急性が認められず、上記のような具体的な状況下で相当なものとは言えな
いので、警察比例の原則に反した違法な職務執行であり、職務上の法的
義務に違反したものとして、国家賠償法上違法である。

(2) 訴外男性への個人情報提供

ア 違法性の判断基準

一般に、個人の意思に反して個人情報を漏洩することは、個人のプライ
バシー権（憲法13条後段）を侵害するものとして、違法である。

被告は、プライバシー権の重要性に鑑み、「都政の適正な運営を図りつ
つ、個人の権利利益を保護することを目的」として、東京都個人情報の保
護に関する条例（甲8 以下「条例」という。）を定める。条例は、「特定
個人を識別することができるもの」（2条2項）について「個人情報」とし
てその取扱いの規制を定めているが、その実施機関として「警視総監」を
挙げており（2条1項）、警視庁の警察官は実施機関の職員として条例の規

制を受ける。そして、条例は、実施機関の職員の責務として「職務上知りえた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない」ことを規定する（3条2項）。さらに、具体的な個人情報の取り扱いについて、個人情報の目的外提供を原則禁止しており（10条2項柱書）、これが許される例外事由（10条2項1号ないし6号）の1つとして「本人の同意があるとき」を挙げる（10条2項1号）。

したがって、警視庁の警察官が本人の同意等例外事由なく個人情報の目的外提供をした場合には、上記条例10条2項違反となる。そして、かかる行為は、職務上の法的義務に違反し、国賠法上違法である。

イ 警察官らの行為

（ア） ■■■警部補らは、原告母に対し、訴外男性に原告母の「電話番号」を教えることについて承諾するよう求めた。（承諾を求められた内容を原告母は「電話番号」と理解し、■■■警部補は「連絡先」と言っていたことは第4「2（1）イ（ウ）ii（iii）a」で詳述したとおりである。）しかし、訴外男性は本件公園で外国人に対する敵意をむき出しにし、原告らに対して暴言暴行を繰り返していたため、原告らにとって、訴外男性に電話番号を知られることは恐怖でしかなく、何のメリットも考えられなかつた。そのため、原告らは、■■■警部補らに対して、訴外男性に「電話番号」を教えることについて明確に拒否した。

しかし、■■■警部補らは、これを承諾しない限り原告らの帰宅を許さないとして、何度も繰り返して「オワラナイ」と言って、執拗に承諾を求め続けた。これに対して、原告母は、一貫して承諾しないことを明示し続けた。

それにもかかわらず、■■■警部補らは、少なくとも、原告母の氏名、住所、携帯電話番号を、訴外男性に提供した。

(イ) なお、東京都公安委員会に対して原告らが提出した苦情申出書（2021年7月5日付）においては、「[REDACTED]警部補は、それに応じない限り、Aらの帰宅を許さないような対応を続けたため、疲労困憊していたAは、止む無く、電話番号を教えることのみ、という認識で応じざるを得えなかった」（注：Aは原告母）と記載されているが、これは、原告母が明示の承諾をしていないと説明したにもかかわらず、本件警察官らが承諾したものと扱った経緯から、原告ら訴訟代理人らが、原告母は不本意ながら黙認せざるを得なかったものと理解して表現したものであった。しかし、本件提訴にあたり原告母に再確認したところ、原告母は一貫して承諾しないことを明示しており、電話番号が訴外男性に伝えられることを默示にでも承諾した事実はない。

ウ 違法性

(ア) 原告母の氏名、住所、携帯番号は、「特定個人を識別することができるもの」（条例2条2項）であり、条例上の「個人情報」にあたる。

[REDACTED]警部補らは、原告母から聴取した同人の個人情報を本人の同意なく訴外男性に提供したものであり、他に目的外提供が許される例外事由（条例10条2項2号ないし6号）も存在しない。

したがって[REDACTED]林警部補らは、原告母の個人情報を目的外提供した（条例10条違反）。

(イ) 特に、住所は、日常生活を送る拠点となる場所を示す重要な情報であり、一般的に、無関係な他者に知られることはその生活の安全を侵される可能性がある。ましてや、原告らに対して差別的言動を繰り返していた訴外男性に原告らの住所が知られたことで、原告らは、普段から訴外男性が

自宅に来て直接危害を加えられること等に怯える生活を強いられている。そのため、違法性の程度は重大である。

さらに、第4「2(3)」で詳述するとおり、█████警部補らは原告に対する人種差別の意識を持っており、そのために原告らの権利利益を軽視し、原告母の承諾もないのに訴外男性に原告母の個人情報を知らせた。法執行機関たる警察官が人種差別に基づいて違法行為を行なったものであり、その違法性の程度はますます重大である。

エ 小括

以上のとおり、█████警部補らが訴外男性へ原告母の個人情報を提供した行為は、条例10条に違反する。したがって、本件警察官らの行為は、職務上の法的義務に違反し、国賠法上違法である。

(3) 人種差別行為

ア 違法性の判断基準

警察官は公務員として憲法尊重擁護義務を負うところ（憲法99条）、憲法は平等原則を定めており（14条）、特に、「人種」による差別は、明示して禁止されている（同条1項後段）。

また、同様の平等原則は、日本が批准している市民的及び政治的権利に関する国際規約（26条）、及び、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（以下「人種差別撤廃条約」という。）でも定められており、同条約は国内的効力を有する（憲法98条2項）。

人種差別撤廃条約1条1項は、「人種差別」について「人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身に基づくあらゆる区別、排除、制限又は優先であって、政治的、経済的、社会的、文化的その他のあらゆる公的生活の分野における平等の立場での人権及び基本的自由を認識し、享有し

又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有するものをいう」と規定し、締約国に対し、国及び地方のすべての公の当局及び機関が、人種差別の行為に従事しないこと（第2条1（a））、及び人種差別の助長又は扇動を認めないこと（第4条（c））を求めている。

したがって、一般的に警察官らには、憲法14条や上記人種差別撤廃条約の趣旨に照らし、公権力の行使に際し人種差別行為を行わない義務が課されており、かかる義務に違反する行為は、職務上の法的義務に違反し、国賠法上違法である。

イ 本件警察官らの行為

（ア）訴外男性による差別的言動を放置したこと

訴外男性は、本件公園に警察官らが臨場した後も、外国人に対する差別的・侮辱的な言動を大声で繰り返した上、タバコの煙を原告母の顔に吹きかけるという侮辱的な行動をとった。訴外男性の言動は、当然に人種差別に該当する。

しかし、その場にいた本件警察官らは、訴外男性の差別的・侮辱的な言動を何ら咎めようとせず、見兼ねた訴外T氏が、訴外男性の差別的な言葉を止めるよう促しても、全く制止しなかった。

（イ）原告らに対して見下した態度であったこと

████████警部補は、3歳の原告娘に対して、睨みつけるような態度を取り、原告娘を「お前」と呼び、「本当に日本語しゃべれねえのか」などと発言をした。

（ウ）原告娘が蹴ったと決めつけていたこと

第4「2（1）ア（イ）」で詳述したとおり、原告母が一貫して訴外男

性の主張を否定しているにもかかわらず、本件警察官らは、訴外男性の言い分どおり原告娘が訴外男性の息子を蹴ったと決めつけて本件公園において客観的事実確認を行わなかった上、[REDACTED]警部補は、原告娘に対し、「お前がどうせ蹴ったんだろ」、「お前が蹴ったからこんなことになっている」と発言した。そして、本件公園に臨場してから約1時間30分、訴外男性の主張ばかりを聞いた後、その時点で本件に関し、原告らだけに対して警察署への連行を求め、警察車両に同乗させて[REDACTED]警察署へ連行した。また、同署における本件事情聴取においても、[REDACTED]警部補らは、約3時間、終始一貫して原告らに訴外男性の言い分を認めさせようとした。

(工) 原告らの権利利益を軽視したこと

第4「2(1)イ(ウ)」で指摘したとおり、本件警察官らには、訴外男性の言い分を前提にしても極めて軽微な事案にもかかわらず、以下の原告らの権利利益を軽視した数々の言動が見られた。

i 人身の自由への侵害

- ①本件公園において明示の希望に反して帰宅を許さなかったこと、
- ②任意であることを説明せずに警察署に連行したこと、③最大5人の警察官が囲んで事情聴取を行なったこと、④約4時間30分の長時間にわたり帰宅を許さず事情聴取したこと、⑤警察署においても明示の希望に反して帰宅を許さなかったことは、人身の自由への侵害に当たる。

ii 身体の安全への侵害

空腹かつ疲労困憊であると訴えているにもかかわらず長時間事情

聴取を続行したことは、身体の安全への侵害に当たる。

iii 個人の人格権、尊厳への侵害

①原告娘に対して保護者である原告母の前で「お前」とよんだこと、
②3歳の原告娘を1人にして事情聴取を行なったこと、③トイレやオムツ交換を許さなかつたこと、④承諾するまで帰宅させないと訴外男性に対する電話番号の開示を執拗に迫り、第4「2（2）」で述べたとおり原告母の個人情報を承諾もないのに訴外男性に知らせたことは、個人の人格権、尊厳への侵害に当たる。

iv 適正手続違反

①任意であることを告げずに警察署へ連行し、長時間の事情聴取を強いたこと、②母語の通訳の要否を確認せずに事情聴取をしたことは、適正手続違反に当たる。

v その他不平等な取り扱い

①一方的に訴外男性の言い分を信用したこと、②男性原告らのみ警察署に連行したこと、③訴外男性に対してのみ原告らの個人情報を提供したことは、正当な理由のない不平等な取り扱いに当たる。

ウ 違法性

（ア）原告らに対する差別意識を持っていたこと

i 訴外男性による差別的言動を放置したこと

訴外男性の発言には、明らかに、外国人など特定の属性を持つ人に対する差別的な言動や、「ゴミ」、「カス」など差別の対象にしかなされないような原告らに対する名誉棄損発言や侮辱発言が含まれてい

た。上記アのとおり、本件警察官らには、人種差別の行為に従事しないことが求められ（人種差別撤廃条約2条1（a））、かかる訴外男性の言動を注意せずに黙認することは、同人の人種差別を助長又は扇動することになる（同4条（c））。そのため、現場にいた本件警察官らには、かかる訴外男性の言動を注意し、止めさせる義務があった。

しかし、本件警察官らは、訴外男性の差別的言動をなんら咎めようとせず、訴外T氏から促されてもなお、全く制止しなかったものであり、訴外男性と同様に差別意識を有していたものと考えられる。

ii 原告らに対して見下した態度であったこと

一般に、警察官が職務上接する初対面の市民に対し、成年であれ未成年であれ「お前」という礼を失した呼称で呼ぶことは不適切であり、通常考えにくい。本件において████████警部補が原告母の面前で原告娘を「お前」と呼び、明らかに原告らを軽んじ見下す態度を示したのは、原告母が身に着けていた民族衣装や原告らの顔立ち、日本語が話せないこと等の原告らの外見等から外国籍であると認識し、差別の意識を持ったからとしか考えられない。

加えて、原告母が日本語が話せないと告げているにもかかわらず、原告娘に対して「本当に日本語しゃべれねえのか」と発言したのは、同じく原告らが外国籍であるとの認識から、原告らを軽んじて見下し疑ってかかる差別意識の現れである。

iii 原告娘が蹴ったと決めつけていたこと

一般的に考えて、不偏不党を旨とすべき警察官が、対立する当事者に接する際に、客観的な証拠その他合理的な根拠がないにもかかわらず、一方当事者の主張を採用する理由があるとすれば、それは当該一

方当事者と警察官の間に個人的な関係がある場合や、他方当事者に対する個人的な怨恨や差別意識などがある場合と推測される。

本件で、█████警部補にとって訴外男性や原告母は初対面の市民であり、個人的関係がないことからすれば、訴外男性の言い分のみを信用したことは、差別意識に基づく決めつけである。そして、原告らが差別される属性があるとすれば、それは外国人であること以外に考えられない。

訴外男性が、本件警察官らの面前でも外国人に対する差別的な言動を繰り返していたにもかかわらず、本件警察官らがそれを一切制止しようとしたなかったこと（第4「2（3）イ（ア）」）、及び、█████警部補の差別的発言（第4「2（3）イ（イ）」）からすると、█████警部補をはじめとする警察官らが原告らに対して差別的意識や偏見を持ち、そのために原告らに対する疑いの態度を持っていたと考えられる。

iv 小括

以上のとおり、█████警部補らが、原告らに対して差別意識を有していたことは明らかである。

（イ）差別意識に基づく人権侵害

そして、本件警察官らの言動は、上記第4「2（3）ウ（ア）」の通り、人種を理由とした差別意識に基づき原告らの様々な権利利益を侵害したもので人種差別にあたり、憲法14条に反し、かつ人種差別撤廃条約2条1項（a）の義務に違反する。

(ウ) 人種差別の助長・扇動

また、本件警察官らは、上記第4「2(3)イ(ア)」のとおり、訴外男性の差別的言動を何ら咎めることなく、訴外T氏に促されてもなお、制止しようとせずに放置したものであり、人種差別を容認し、助長した。

したがって、人種差別の助長を禁じる人種差別撤廃条約4条(c)の義務に違反する。

エ 小括

以上のとおり、本件警察官らの行為は、公権力の行使に際し、憲法14条、人種差別撤廃条約の趣旨に照らし、職務上の法的義務に違反し、国賠法上重大な違法を構成する。

3 小括

以上のとおり、本件警察官らの一連の行為は、職務上の法的義務に違反し、国賠法上違法である。

第5 損害

1 原告母の損害

(1) 公園での留め置き、警察署への連行、事情聴取による身体的・精神的苦痛

第4で詳述したとおり、本件警察官らは数々の違法行為を行なったことで、原告らに対して、甚大な身体的精神的苦痛を与えた。

(2) 訴外男性に個人情報を提供されたことによる精神的苦痛

外国人に対する差別的な言動を繰り返す訴外男性に対し、原告母の意に反して████████警部補らが、原告母の個人情報（氏名、住所、電話番号等）を伝えたことで、原告らは、いつ訴外男性から標的とされ生活の平穀を犯される

か分からず、事情聴取後も継続して怯えた生活を送っている。

実際、訴外男性と思われる人物は、令和3年6月3日から断続的に、主要なインターネット上のソーシャルネットワークサービスであるTwitterに、原告らの写真を無断掲載し、原告らに息子を殺されかけたとか、原告らが生活保護を不正に受給している可能性があるなど事実に反する投稿や、さらに、原告らの写真について「警察からは注意喚起として写真掲載の許可を得ています」などのコメントを投稿しており、原告らが警察から要注意人物であるとされる存在であることを仄めかして、原告らの名誉を著しく侵害している

(甲9【Twitterの投稿記事】)。

加えて、■区のケースワーカーである訴外■によれば、訴外男性は、■生活福祉課にとどまらず、東京出入国在留管理局、■大使館、■大使館の所在地を管轄する■警察署、文化庁、■区議会議員、東京都保護課指導係、■区広聴広報課、■生活福祉課管理係など、各所に「苦情」の電話をかけたとのことである。■警部補から訴外男性に提供された原告母の個人情報は、これらの「苦情」の際に用いられているものと思われる。

当然、上記投稿や電話はそれ自体、訴外男性による名誉毀損であり犯罪行為であるが、かかる行為を助長したのは、■警部補らである。すなわち、■警部補らが、異常な差別的言動を繰り返す訴外男性の言い分を一方的に信用した上、原告母の個人情報まで提供したという違法行為により、訴外男性が警察を味方つけたと考えたであろうことは想像に難くなく、■警部補らの違法行為が訴外男性の行動を助長したものである。

したがって、訴外男性の上記投稿や電話によって、原告母の名誉を毀損し原告母を不安と恐怖に怯えた生活を強いられる状況を招き、原告らに精神的苦痛を与えたことについても、■警部補らの違法行為によるものであり、その責任は極めて重い。

(3) 人種差別であることによる損害の加重

本件警察官らによる一連の違法行為は、差別的意図がなかったとしても原告方に身体的精神的苦痛を与え損害を発生させるものである。さらに、第4「2 (3)」で詳述したとおり、本件では、これらの違法行為が人種差別に基づくものであり、その悪質性から、違法性は重大であり、損害も加重して認定されるべきである。

同旨の裁判例としては、次のものがある。「人種差別を撤廃すべきものとする人種差別撤廃条約の趣旨は、当該行為の悪質性を基礎付けることになり、理不尽、不条理な不法行為による被害感情、精神的苦痛などの無形損害の大ささという観点から当然に考慮されるべきである。」大阪高裁平成26年7月8日判決・判例時報2232号34頁（京都朝鮮学校該当宣伝差止め等事件控訴審）。

(4) 損害額

したがって、原告母の精神的苦痛は甚大であり、慰謝料として金200万円は下らず、弁護士費用としてその一割相当額20万円もまた損害として認められるべきである。

2 原告娘の損害

原告娘は、本件当時満3歳でいまだ心身ともに発達過程にあり、████████警部補らによる本件違法行為によって受けた精神的ダメージは、成人である原告母と比べてもなお一層大きい。

第4「2 (1) イ (ウ) ii (vi) b」でも述べたとおり、原告娘は、本件以降、継続的に不眠の症状を訴えて精神科に通院するようになり、心的外傷的エピソードによる「入眠困難」「中途覚醒」「入眠時の過呼吸」の症状が始まり、睡眠導

入剤等薬物療法を要する状態に至っている。

また、以前は人懐っこく大人に物おじしない元気で明るい性格であったが、日中外出する際も、大人の男性を怖がるそぶりを見せるようになった。具体的には、令和3年6月1日以降、成人男性や、制服を怖がるようになり、交番の前から逃げたり、大きな公園に行きたがらなくなったり。寝ているときに覚醒して大泣きをしたり、普段の生活で制服姿の男性を見ると急に動搖して呼吸を乱して原告母に「助けて」と訴えたり、保育園でも男性職員が近くにいることで拒否反応を示すようになったため、できるだけ男性職員とは離して見てもらうよう配慮してもらっている状況である。

そして、このような症状が続いたことから、令和3年9月2日、心的外傷後ストレス障害（P T S D）の疑いとの診断を受けている（**甲7の2**）。

今後、こういった症状を改善していくためには、特別なケアが必要と考えられるが、症状の改善の有無や時期は不明である。また、一度強い心的外傷を負った場合、一旦、症状が落ち着いて長期間経過したとしても、何らかのきっかけで突如、症状が再発することがあるとされる。

原告娘に生じた損害についても、本件警察官らが人種差別を理由に違法行為を行なっているため、原告娘に生じた損害も、他の理由の場合よりも加重して考えられるべきである。

したがって、原告娘が負った精神的苦痛は甚大であり、その慰謝料として金200万円は下らない。また、弁護士費用としてその一割相当額20万円もまた損害として認められるべきである。

第6 相互保証

国賠法は相互保証主義を採用するが（6条）、原告母の国籍国 [] については相互の保証が認められる。

第7 結語

よって、国家賠償法第1条第1項に基づき、原告母は、被告に対し、220万円及びこれに対する令和3年6月1日から支払済みまで年3パーセントの割合による遅延損害金の支払いを、原告娘は、被告に対し、220万円及びこれに対する令和3年6月1日から支払済みまで年3パーセントの割合による遅延損害金の支払いを求める。

以上

証 抱 方 法

証拠説明書記載のとおり

添 付 資 料

- | | |
|---------|-----|
| 1 訴状副本 | 1通 |
| 2 甲号証写し | 各2通 |
| 3 訴訟委任状 | 2通 |

当事者目録

〒 [REDACTED]

原 告 [REDACTED]

〒 [REDACTED]

原 告 [REDACTED] 法定代理人親権者

[REDACTED]

〒 102-0083 東京都千代田区麹町2-12-1 VORT 半蔵門2階

インテグラル法律事務所（送達場所）

電話 03-3288-5216

FAX 03-3288-5220

原告ら訴訟代理人弁護士 西山温子

〒 104-0061 東京都中央区銀座4丁目2番6号 第二朝日ビル6階

星総合法律事務所

電話 03-3563-3263

FAX 03-3561-5900

同 弁護士 中島広勝

〒 164-0001 東京都 中野区中野四丁目2番12号三明ビル5階

高井・村山法律事務所

電話 03-5318-3450

FAX 03-5318-3451

同 弁護士 高井信也

〒160-0004 東京都 新宿区四谷一丁目18番6号四谷プラザビル4階
いづみ橋法律事務所
電 話 03-5312-4815
FAX 03-5312-4543
同 弁護士 本田 麻奈弥

同 弁護士 小田川 綾 音

〒180-0006 東京都武藏野市中町一丁目29番4号末広ビル3階
関戸法律事務所
電 話 0422-60-4705
FAX 0422-60-4708
同 弁護士 佐藤 大志

〒104-0061 東京都中央区銀座七丁目15番5号共同ビル5階
弁護士法人ダヴィンチ銀座法律事務所
電 話 03-3545-7771
FAX 03-3543-8811
同 弁護士 森 立

〒170-0005 東京都豊島区南大塚三丁目36番7号T&Tビル4階
弁護士法人パートナーズ法律事務所
電 話 03-5911-3216
FAX 03-5911-3217
同 弁護士 林 純子

〒107-0052 東京都港区赤坂四丁目6番3号シャトー佐和303

鍛治・村山法律事務所

電話 03-6261-6844

FAX 03-6261-6845

同 弁護士 鍛治 明

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目6番15号

霞ヶ関MHタワーズ2F

法律事務所アルシエン

電話 03-5510-8255

FAX 03-6674-2504

同 弁護士 本郷 誠 博

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1

被 告 東 京 都

上記代表者知事 小 池 百合子